第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等の対象普通出資等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二　特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三　特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

9　第五項及び第六項に定める額並びに第七項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを相殺することができるときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジションを保有するときは、これらの対象

10　第五項及び第六項に定める額並びに第七項第一号及び第八項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一　その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二　引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第十四条第九項第二号、第二十五条第十二項第二号及び第三十七条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

11　第七項第三号及び第八項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額　繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額　繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

12　第七項第三号及び第八項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

13　第四項から第六項までに定める額並びに第七項第一号及び第八項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段の額とする。

第六条　削除

第七条第一項中「次の各号に掲げるすべての要件」を「次に掲げる要件の全て」に、「前条第一項の規定（同項第二号ニに係る部分に限る。）」を「第四条第二項、第五条第四項から第十項まで及び次条第二項の規定」に、「以下この条」を「次項」に、「自己資本比率」を「連結自己資本比率」に改め、「（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。第二十六条第一項において同じ。）を削り、「当該関連法人等」を「当該金融業務を営む関連法人等」に改め、同項第一号中「（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この章から第六章までにおいて同じ。）」を削り、同項第二号中「総株主、総社員又は総出資者」を「総株主等」に改め、同項第四号中「当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が」を「当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする信用金庫又は信用金庫連合会が」に、「契約等」を「契約その他これに類するもの（第二十六条第一項第四号において「契約等」という。）」に改め、同条第二項中「自己資本比率」を「連結自己資本比率」に改める。

第八条第一項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に、「第百五十条」を「第百五十条第一号」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあっては、その他資産（第百七十八条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に対して計上されているものに限る。）

二　債務保証見返勘定

三　派生商品取引に係る資産

四　有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

五　自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産又は前払年金費用のうち、第四条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

六　第四条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

七　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第五条第十二項の規定により同条第七項第三号又は第八項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二　直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三　資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

第十条第一項及び第二項中「定める期間」を「掲げる期間」に、「当該上回る額に二十五・〇」を「当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五」に、「第二条に定める算式」を「第二条の算式」に改め、同条第三項中「第二条に定める算式」を「第二条の算式」に改め、同条第四項及び第五項中「第二条に定める算式」を「第二条の算式」に、「四パーセント」を「八パーセント」に、「第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額」を「及び第四条第二項各号に掲げる額」に、「第五条第一項第二号」を「第四条第一項第四号」に改め、同条第六項中「第二条に定める算式」を「第二条の算式」に、「四パーセント」を「八パーセント」に、